

舟岡部会長 おはようございます。ただいまから第1回「産業統計部会」を開催いたします。統計委員会産業統計部会の部会長を務めます舟岡でございます。よろしくお願いいたします。

第1回部会は平成20年に実施される漁業センサスの計画についての審議です。

今回、審議をお願いします委員、専門委員、審議協力者については、お手元に資料1が配布されているかと思いますが、名簿に委員、専門委員のお名前が記されています。

第1回ですので、委員、専門委員、審議協力者、事務局の順に自己紹介をお願いいたします。最初に私からですが、先ほど申しましたが、部会長を務めます信州大学の舟岡です。よろしくお願いいたします。

美添委員 青山学院大学の美添と申します。よろしくお願いいたします。

西郷専門委員 早稲田大学の西郷と申します、よろしくお願いいたします。

椿専門委員 筑波大学の椿と申します。次回の委員会から統計数理研究所となると思いますが、よろしくお願いいたします。

長屋専門委員 全漁連の長屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三木専門委員 水産大学の三木と申します。よろしくお願いいたします。

山下専門委員 明海大学の山下東子と申します。よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 それでは、審議協力者について、総務省から順にお願いいたします。

総務省統計局 総務省統計局経済統計課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省統計情報部 厚生労働省統計情報部雇用統計課課長補佐の田中です。本来は安藤課長が参る予定でしたが、所用で来られなかったものですから、大変失礼しますが、よろしくお願いいたします。

経済産業省経済産業政策局 経済産業省産業統計室長の荒井でございます。よろしくお願いいたします。

国土交通省総合政策局 国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課課長補佐の石島と申します。本来は川上課長が出席することになっておりますが、本日は所用で代理でございます。よろしくお願いいたします。

日本銀行調査統計局 日本銀行調査統計局統計整備企画役の外と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

静岡県企画部 静岡県企画部経済統計室の室長をしています石川と申します。よろしくお願いいたします。

千葉県総合企画部 千葉県総合企画部の統計課長をしております斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室参事官 内閣府統計委員会担当室参事官の高木でございます。よろしくお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室室長 同じく担当室の室長の中島です。よろしくお願いいたします。

総務省會田統計審査官 総務省政策統括官室の統計審査官の會田と申します。よろしく  
お願いいたします。

総務省 総務省の統計審査官室副審査官の浜東でございます。よろしく  
お願いいたします。

総務省 総務省の統計審査官室統計専門官の関口でございます。よろしく  
お願いいたします。

舟岡部会長 それでは、実施者からお願いします。

農林水産省木村センサス統計室長 農林水産省統計部センサス統計室長の木村  
でございます。どうぞよろしく  
お願い申し上げます。

農林水産省 漁業センサス統計班担当課長補佐の安藤でございます。よろしく  
お願い  
いたします。

農林水産省 漁業センサス統計班海面漁業統計係長の島内と申します。よろしく  
お願い  
いたします。

舟岡部会長 なお、資料 1 にあります本間専門委員は今回所用のため御欠席  
です。

部会には部会長代理を置くこととなっており、部会長が指名すること  
となっています。本部会の部会長代理には美添委員を指名いたしますが、  
よろしいでしょうか。

それでは、美添委員よろしく  
お願いいたします。

審議に入ります前に、まず本日の配布資料の説明及び全体の審議の進め  
方について総務省政策統括官室の會田統計審査官から  
お願いいたします。

総務省會田統計審査官 まず本日の配布資料について説明させていただきます。

第 1 回産業統計部会議事次第に「4 配布資料」、資料 1 の構成員名簿から  
資料 7 まで  
ございます。そのほかに参考となる資料を席上配布しております。席上  
配布している資料の一番後ろに「論点メモ」があるか  
と思います。後ほど舟岡部会長から御説明があると思  
いますが、本日、議論をしていただく論点というものを部会長に整理  
していただいた  
ものです。

総務省浜東副審査官 一番上でございます。

舟岡部会長 資料は整っていますでしょうか。

総務省會田統計審査官 もし資料がないようでしたら、途中でも結構  
でございますので、  
お話しただければお持ちいたします。

それから、全体の審議の進め方でございますが、漁業センサスは平成  
20 年 11 月 1 日の  
実施となっております。今回の漁業センサスは、オンライン調査の導  
入などもあるので、  
調査実施部局の意向等もございまして、来年 1 月には答申をお願い  
したいと考えて  
おります。このことから、11 月、12 月、1 月ということで都合 3 回  
の部会審議を  
お願いさせていただきたいと思っております。

本日の第 1 回目は改正計画につきまして、簡単に私から概要説明  
させていただいた後、  
農林水産省から補足説明、試行調査の結果について御説明  
いただいた後、御審議を  
お願い

したいと考えております。

次回第2回は12月21日金曜日を予定しております。本日の審議の結果、残された部分、できれば答申の骨子くらいにつきまして、御審議いただきたいと思っております。

3回目が1月10日木曜日を予定しております。ここで答申の案を御審議いただければと考えております。

以上、3回の部会審議を経た上で1月21日月曜日に予定されております統計委員会に答申(案)を出していただければと思っております。

非常に少ない回数で皆様に御苦勞をかけて申し訳ないと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

本日も含めて3回の部会というかなりタイトなスケジュールで御審議をお願いすることになるかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に改正計画(案)及び諮問の概要につきまして、會田統計審査官から引き続き、お願ひいたします。

総務省會田統計審査官 お配りしております資料の上から2枚目のポンチ絵、A4横、「2008年漁業センサス調査体系の見直し」という1枚紙があるかと思っておりますが、こちらに沿って説明させていただきたいと思っております。

漁業センサスは、1枚の調査票で1つの調査ということではなく、多くの調査から構成されている調査のグループみたいな調査でございますが、大きく分けて3つ、海面漁業、内水面漁業、流通加工というパートからできております。それぞれの部分につきまして、今回改正があるということで、順に説明させていただきます。

左側が2003年の調査の体制、右側が2008年ということです。

最初の海面漁業調査でございますが、その中の1つ目「漁業経営体調査」は、漁師若しくは会社経営体になっているものを対象として調査するものでございますが、約13万経営体ある。これを2008年の調査においては、この中から官公庁等を対象から除外するということがございますので、今回、効率化の観点から見直しを図っており、こちらは対象から除外させていただくということになっております。

2つ目の「漁業従事者世帯調査」は、自分では漁船を持っていないけれども、漁業関係に従事している人。従来は漁業関係の雇用主から、そこで働いている人の世帯を調査した上で、その世帯に調査票を配布して、そこから回答を得るということをやっておりましたが、個人情報保護の高まりなどから、なかなか把握しにくくなってきているため、漁業経営体調査で新たに把握するという形で調査の方式を今回変更してございます。

3つ目の「漁業管理組織調査」は、漁協等を対象とするものでございますが、これに関しましては、漁協関連組織以外は対象から除外するというので、船主会とか、任意の形

で幾つかの船主が集まっているという任意の団体につきましては、特定が困難とか調査実施上の難しさとかいったものがあるので、今回は除外することにしております。

「海面漁業地域調査」は、「内水面漁業地域調査」と併せまして、漁業そのものよりは、漁業地区の状況を、例えばイベントをやっているとか、漁場の保存のためにどういうことをやっているとか、そのような観点から調査をしているものでございます。今回、直接漁業には関係ない項目を廃止することから、地方公共団体や遊漁案内事業者からの情報を得る必要はなくなるということで、対象から除外することにしております。

「2 内水面漁業調査」では、海面漁業調査と同じような変更を行う予定でございます。

「3 流通加工調査」につきましては、「水産物流通機関調査」の中で、従来は水産物卸売業の人に対して調べていたもの、それから買受人に対して調査をしていたものがございしますが、これらについては魚市場などに対して調査を行う中で、卸売業者人数であるとか、買受人の数を調べるということで、新しく魚市場調査ということで再構成して、把握することにしてございます。

全体的には「1 海面漁業調査」の脇に括弧で書いておりますが、1番、2番については、従来調査員の方が漁家を訪問して調査員が聞き取って書くという他計申告方式で行っていましたが、今回基本的には自計申告方式ということで、漁家に書いていただくこととしています。漁家では高齢の方などに、調査票の記入が分かりづらい、難解で記入ができない方もいらっしゃるということも想定されるので、そういった場合には調査員の方が聞き取って書くということも残して対応していただくということにしてございます。これは海面漁業調査、内水面漁業調査について同じ形になっております。

「3 流通加工調査」については、インターネットでの回答も導入することにしております。これは政府全体で最適化計画ということで、政府が行います統計調査全部について、オンラインで回答できるようなシステムが構築されてきており、20年度から稼働するということもありますので、それを利用してインターネットでの回答も可能とするということです。

一番下に で書いておりますが、2003年調査までは一番上の漁業経営体調査については、県・市町村を通じた調査員調査で実施してありまして、それ以外については、職員調査で行ってありましたが、2008年ではすべて調査員調査で実施する予定にございます。

前回第1回の統計委員会でこちらの諮問を説明させていただきまして、幾つか意見がございましたので、紹介させていただきます。

1つは竹内委員長から、前回漁業センサスで効率化ということを一番大きな目的としているが、どんなところが効率化になっているのかという御質問がございまして、私からは、今回、職員調査から調査員調査に変更しているという部分では経費がかかっているが、海面漁業調査の漁業従事者世帯調査を廃止することによって経費削減ができ、その結果、2003年と2008年では予算額では大体とんとんになる。そういう意味で効率化が図られているという説明をいたしました。

美添委員からは、調査の簡素化ということだが、試行調査の結果、回答状況等はどうかという御質問がございました。こちらの方は部会で御審議いただくという形になっております。

舟岡部会長からも御意見がございまして、前回答申にもございましたように、船の登録に関しまして、都道府県に行政記録があるので、その活用が可能なのかという御意見がございました。今回統計委員会全体で行政記録を活用するという大きな方向がございましたので、その中で御意見が出ております。

以上でございます

舟岡部会長 ありがとうございます。

次に、2008年漁業センサスの主な改正点及び本年7月に2008年漁業センサスの試行調査を一部の都道府県において実施していますので、その試行調査の結果の概要につきまして、農林水産省統計部の木村センサス統計室長から説明をお願いいたします。

農林水産省木村センサス統計室長 それでは、説明をさせていただきます。

今回配布をされております資料のうち、資料4「2008年漁業センサス主要改正点(案)」という資料がございます。

それと、別に配布をさせていただいています資料として「漁業センサスの概要」という少し細かい文字の横紙の資料がございます。「2003年漁業センサスの調査体系及び2008年漁業センサスの見直し(案)」ということで、中間にサブタイトルのような資料が入っておりますが、席上配布の資料の上の方でございます。この2つの資料を併せてお話をさせていただきたいと思っております。

まず資料4で「1.改正の必要性・背景」です。

この点については、先ほどの御説明のとおりでございます。一番上の行にございますように、平成20年11月に予定をしている漁業センサスにつきましては、我が国の漁業、あるいは水産漁業行政の動向に対応させた調査内容とすること、近年のプライバシー意識の高まりといった大きな調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえるということで、円滑かつ効率的に実施をしようということにしております。

これらの課題への対応を図るためということで、調査事項、調査方法等の変更を行うということでございます。

まず「改正の概要」ですが、「(1)調査体系の見直し」でございます。

「ア 調査の廃止」です。

先ほどお話がございましたように、漁業従事者世帯調査、これは横紙で見ていただきますと、漁業経営体調査の下に漁業従事者世帯調査ということで(廃止)と書いてございます。資料4の方を見ていただきますと、これまで漁業経営体からの聞き取りによりまして、調査対象、漁業従事者世帯でございますが、それを特定しておりましたが、近年の事業者の個人情報保護意識の高まりということがございまして、漁業従事者世帯の正確な聞き取りが大変難しくなったということがございまして、廃止をするということでございます。

ただし、漁業の従事者数については、雇用主でございます経営体調査の方から一括して回収をしたいということでございます。

「イ 調査対象からの除外」ですが、先ほどございましたように官公庁、学校、試験場につきましては、漁業を主たる目的、経営、販売を目的としていないということから、除外をするところでございます。

一方、魚介類の試験・研究を行っていきまして、そこで取り組んでいる漁業種類等につきましては、県の試験場等で別途資料も公表されておりますので、把握することができるかと考えております。

「(イ) 漁業管理組織調査」でございますが、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定をしていきたいということでございます。これまでは私ども職員調査で行ってまいりましたが、これを調査員調査に変えるということで、任意の組織の把握がなかなか難しいといったことを踏まえた見直しでございます。

「(ウ) 海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査」でございますが、これについても、これまで地方公共団体、遊漁の案内業者、あるいは精通者といったところに農林水産省の職員が聞き取りをしてまいりましたが、調査員調査への移行するというので、相手先を特定する必要があるということから漁協に限定するといった措置を取っているところです。

「(エ) 水産物流通機関調査」でございます。

これについては従来、水産物卸売業者、水産物買受人、魚市場の3つについて聞いてまいりました。このうち水産物卸売業者調査と水産物買受人調査では、従業者数とか取扱金額を聞いてまいりましたが、これにつきましては商業統計調査でも把握ができるので、卸売業者、水産物買受人の人数についてのみ、魚市場調査の方で併せて把握をしたいと考えております。

2ページ「ウ 調査票の整理」ということでございます。

まず「漁業経営体調査」は、個人の経営体、それから漁協、生産組合、共同経営というそれぞれによって把握してまいりました。これまでは調査員による面接調査ということでしたので1つの調査票で把握をしてまいりましたが、調査票の自計化に伴うということで、正確な記入や記入者の負担軽減を図っていかうということで、それぞれ調査票を分けて記入の利便性に配慮したということでございます。

(イ)については、先ほど申し上げましたように、卸売業者調査票、買受人調査票を廃止することに伴いまして、流通機関調査という名称で呼んでおりましたものを魚市場調査ということに変更したということでございます。

「エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加」ということでございます。

御案内のように、我が国の漁業は担い手の不足、国内の漁獲量の減少という大変大きな課題に直面しております。その中で担い手の確保・育成を図っていく。更に漁村地域の活性化を図っていくということが大変大きな課題になっております。

そういった観点を踏まえまして、漁業への新規の就業者数、漁村と都市との交流を把握

する1つの指標になるわけですが、漁家民宿利用者数といったところを経営体調査の中で新たに把握をしたいと考えております。

「資源管理型漁業への転換が進む中で」ということで、御案内のように世界的な漁獲の規制とか、漁業資源の管理といったことが進められております。この中で我が国の場合、大変消費量が多いわけですが、まぐろ養殖への取組みが活発化しておりますので、そういったまぐろ類養殖の施設面積も新たに把握していきたいと考えているところでございます。

「(2) 調査方法の変更」でございます。

「ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行」ということでございます。これまで漁業センサスについては、流通加工調査を除きまして、調査客体への面接聞き取りで実査を行ってまいりました。しかしながら、近年のプライバシー意識の高まりといったことを踏まえまして、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行していきたいと考えております。

私どもとしては全面的な自計申告調査への移行を計画し検討してきたわけですが、追って御説明いたしますが、試行調査の結果等を踏まえると、やはり漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえれば、なかなか全面的な自計申告調査というのは難しいという多くの県、市町村からの要望がございました。やはり調査の円滑な実施、正確な記入を重視いたしまして、調査客体からの面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることもできるということにしたいと考えております。

「イ 農林水産省の職員による調査から調査員調査への移行」という点でございます。

この点については、国家公務員の総人件費改革といった取組がございまして、そういった中で私ども農林水産統計分野では、大きな定員の削減を実施中でございます。そういったことに対応していくということでございまして、職員調査で行ってまいりました管理組織調査、地域調査、以下、加工場調査などでございまして、調査員調査へ移行していきたいと考えてございます。

それから「ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用」という点でございます。

これは先ほど御説明があったとおりでございまして、オンライン調査システムが今年の秋から既に試験運用をスタートしているところでございます。そういう状況の中ではございますが、やはり一般的な漁家を見ても、都市部のいわゆる世帯や企業に比べてパソコンの普及度合も低い、更にインターネットの取組も総じて低いと見ておりまして、全面的な申告の併用は難しいのではないかと考えております。

一方、流通加工調査は事業所を対象としておりますので、これにつきましては、インターネット申告もできるようにしていきたいと考えております。

引き続きまして、試行調査の結果の御報告をさせていただきたいと思っております。これは席上配布の横紙の下の方に「2008年漁業センサス試行調査結果の概要」ということで、2枚つづりをご用意しております。

ここにございますように、来年の本調査の実施に先立ちまして、本年7月1日現在で試

行調査を行ったところでございます。

「(2) 調査方法」にございますように、「自計申告調査」ということで行ったところでございます。

「(3) 調査体系」がございしますが、それぞれの種類の調査につきまして、青森県、三重県、滋賀県、徳島県の市町村の皆様にご協力をいただき、実施いたしました。

漁業経営体調査につきましては、農林水産省 - 県 - 市町村 - 統計調査員というルート、その下の調査については、農林水産省 - 地方統計組織 - 統計調査員で行いました。調査員調査化をするということで、統計調査員の方をお願いをしたところでございます。

2 ページは「回収結果」でございます。

合計の欄を見ていただきますと、1,670 というところでございまして、回収の結果については、93.6%ということで大変多く回収したところでございます。

回収につきまして、少し内訳に見たところでは、回収の下の段に「計」「自計」「面接のみ」ということで整理いたしました。自計申告調査ということで行ったところでございますが、やはり自計申告は難しいということで、面接のみという方が全体で 69 客体ということでございます。

残りが自計申告ということでございますが、(注)がございまして、自計の中には調査員段階での面接等を行って、補正して提出したものが含まれているという状況でございます。

これにつきましては、すべて自計で書いていただくということが、現実の話として大変難しかったというようなことを意味しているところでございます。

これについては次の 3 ページを見ていただきたいと思います。

これは「自計申告の内訳」を見たわけでございます。「補正があった調査票」という欄を見ていただきますと、調査員段階、市町村段階、本省段階とございますが、調査員段階で全体の 35%ということで、3 分の 1 強のところでは実際は面接などもされて、かなり補正を行っているという結果でございます。100 % 自計というのも現実として難しかったということが理解できるところでございます。

4 ページは、それぞれ調査をお願いした県・市町村・調査員の皆さんから、今回の試行調査を通じて御意見をいただいたものでございます。

まず「調査方法」ですが、調査客体である漁業者の高齢化といったこともありまして、完全な自計申告調査は困難だということで、是非代わりに書いてほしいということで代筆とか聞き取りの対応がどうしても必要だという意見でございます。

下にございますように、自分で書いて申告するというところにも慣れていないというところがございます。面接聞き取りの方が確実で、結局調査員の方も自計の結果、相当補正記入、更に聞き取りということもございまして、聞き取りの方が負担も軽減できるというような報告がございました。

次も同様でございますが、自計申告への全面的な移行は、今回難しいのではないかと

うことで、面接聞き取りができるような余地を是非残してほしいといったようなお話がございました。

したがいまして、今回の試行調査の結果、それからいただきました意見等を踏まえて、対応のところにございますように、自計申告調査を基本としつつも、申し入れがあった場合には聞き取りの方法により対応していきたいと考えております。

調査票につきましても、全体の調査の設問の流れとか、あるいはもっと見やすくすべきという個別の御指摘もございました。こういった点につきましては、指摘を踏まえまして、改善をしているところがございます。

更に関係団体の協力の要請ですとか、センサスのPRも積極的に行ってほしいという御意見をいただいたところがございます。

以上が主な改正点及び試行調査の結果でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、改正点と試行調査の結果について、最初に質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

西郷専門委員 1点伺いたいと思います。資料4「2008年漁業センサス主要改正点(案)」の「2 改正の概要」の「(1) 調査体系の見直し」「イ 調査対象からの除外」の(ア)のところについて、官公庁、学校、試験場については除外するということですが、その理由が漁業を主たる目的としていないことからということとなっておりますが、これは従前から漁業を目的としてなかったもので、今回これを理由にして除外するというのは、調査の性格そのものが変わったという理解になるわけですか。

私が理解するところでは、産業統計としての性格を強める、従前は何らかの理由があって、例えば漁場の保全であるとか、とにかく捕る魚なり何なり、魚とか漁業に影響を与えるものはすべて調べるという姿勢であったように理解できますが、今後は産業統計としての性格を強めるので、営利を目的としないようなものについては調べないという整理と理解してよろしいでしょうか。

農林水産省木村センサス統計室長 今お話をいただきましたように、これまでの漁業センサスにつきましては御発言のとおりでございますが、より産業統計としての性格を強めていきたいといったようなことから、除外をしたところがございます。

ただし、試験研究でいるんな魚介類の改良とか、あるいは養殖とかを行っておりますので、そういった漁業種類等については、それぞれ各県の水産試験場等から公表資料と言いますが、結果の概要の中にこういったものも別途公表されておりますので、そういった取組みの状況につきましては、そういった資料で把握できるのではないかと考えております。

舟岡部会長 よろしいですか。ほかにどうぞ。

美添委員 試行調査について確認させていただきたい。

試行調査を担当した調査員から意見を聞いた上で、今回は自計申告を中心にして、必要に応じて面接聞き取りで対応するという提案ですが、試行調査の調査票の記入状況を見る

と、回収率が高い一方で、補正が非常に多い。ほかの調査で未記入や補正の必要な調査票の比率がこれほど多いものは知りません。90%以上の票に訂正が必要だとすると、調査員の負担は相当なものではありませんか。

今回は試行調査ということから、相当質の高い調査員が担当したと思いますが、本調査のときに同程度の調査員が確保できて、このような補正ができると判断しているものと理解はしますが、その裏づけは適当な機会に説明をお願いします。

舟岡部会長 今、可能ですか。

農林水産省安藤室長補佐 今回の試行調査は全面自計ということで、まず漁業センサスは悉皆調査でございますので、本来ならばここは100%回収しなければいけないのですが、試行調査ということで、督促1回までということで、ここで5~6%回収できなかったということと、回収した調査票の記入状況ですが、調査項目が1つの調査票に数多くございますが、そのうち1つでも調査員が補正したことがあったという数の割合です。

前から漁業センサスの場合はかなり専門性が高いということで、漁協の職員が調査員になっていた経緯もございまして、今回も漁協の職員になってもらっている場合がございます。そういうことで漁協職員が調査員をしている場合は、その経営体の実態をよく御存じでして、そういう面での補正がかなりあったのではないかと考えております。

今回全面自計を目指して、申出があった場合には面接も行うということで、これまでと同じような調査員がやっていただければ大丈夫ではないかと考えているところでございます。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。山下専門委員どうぞ。

山下専門委員 これまでの職員による調査から調査員調査に移行するという点について、先ほどの會田統計審査官のお話と、今の木村センサス統計室長のお話の中に、ニュアンスが違うような印象を持ちましたので、それで確認をさせていただきたいです。

まず職員調査から調査員調査に変更するとき、會田統計審査官の話では、それによって効率化の点では費用が増えた。しかし、ほかのところでは削ったので費用は減って効率化に寄与しているというお話でございました。

しかし、木村センサス統計室長のお話の中では、職員の人員削減と、経費削減のために調査員の方に移転するのだと。つまり、調査員に移転すること自体が経費削減の目的であるという御説明だったように思います。そこはどう理解すればよいのか、お教えいただけますでしょうか。

総務省會田統計審査官 私の説明が悪かったのかもしれませんが、人の流れを考えてみますと、考え方の順番として、従来は職員で調査をやっていた。調査員調査を導入することは、そこで調査員に何らかのお支払いをしなければいけないということなので、費用として膨らむわけですが、総体としてそこで膨らまないようにする。

一方、従来職員がやっていた仕事を調査員がやるということですから、その職員は他の仕事ができるわけですから、2003年と2008年の漁業センサスが同じ予算の中で調査はで

きて、職員は2003年と比べると2008年は別なことができるということでの効率化が図られる。実際にはそこは総人件費抑制とか別の観点から職員の方は減らさなければいけないという別の理由が出てくるということで、人の流れに関しては、木村室長と言っていることは同じだと思うのですが、言っている順番が違う順番だったので誤解が生じたのかなと思います、そこは申し訳ありません。

山下専門委員 ありがとうございます。

もう一つ、関連して伺いたいののですが、当初の調査員調査にかかる費用、これは配って回収するだけというのが見積だったかと思います。今回は補正を戸口で行うのと、持ち帰って行うのと両方あるのかなと思いますが、そこにかかる人件費の当初の見積からの増分はどれくらいでしょうか。あるいは予算は増えないで仕事だけ増えていくことが想定されているのか、教えていただけないでしょうか。

農林水産省安藤室長補佐 これは予算の要求段階の考え方なのですが、自計申告の場合であれば調査員が訪問して調査票を配布、後日回収し、回収時に簡単な審査をするか、または持ち帰ってからもう少し厳密な審査をやるということでありますので、面接に比べて訪問して客体と対面する時間が減る一方、審査の時間が増えると考えております。

そこでまた面接の部分が加味されますと、訪問して対面する時間が増える一方で、あとで審査する時間が減るということで、総体は相殺されて変わらないくらいではないかと考えております。

舟岡部会長 その点はまた審議の中で更に詰めていきたいと思いますが、御説明に対して、質問はいかがでしょうか。

内閣府中島統計委員会担当室長 資料4、調査の廃止の理由ですが、個人情報保護意識の高まりの中で聞き取りが困難になったという理由は、理由として少し受け入れ難い。そんなことを言うと、国勢調査だって何だって、みんな聞き取りが困難になればみんな廃止しなければいけなくなるわけで、要は統計が必要だから調査したわけです。必要でなくなった、意義がなくなったということが理由としてしっかり書かれるべきで、それと付随してコストも高くなっているということが正当な理由だと思います。それは基本計画の中でも統計体系の見直しというのは当然出てくる話なので、そのところはしっかりと御理解いただいた上で廃止の理由を書きいただきたいと思います。

出口委員 統計の対象からの除外と追加に関する話ですが、先ほど試験場の話とかR&Dの項目はどこから来るというお話があったと思うのですが、最終的にそれを利用する側の視点から、足りないもの、足りるもの、他省庁から入るものを検討すべきと思います。先ほど廃止しても、ほかの調査で代替できるという御指摘があったのですが、具体的にどういうものからどういう形で実際の政策に使うモデルに至るのか。

例えば村落の構造のうち漁村の構造に関する部分はかなり手薄になるという話と、一部新規に参入される方の調査があるという話があったのですが、足りないものはどこから取れるのかとか、同じく漁業の算出サイドでも国外での漁船の運営みたいなデータは当然入

っていないので、それは政策サイドで取れるのかということ。トータル的に必要なものに対してセンサスから取れるものは何で、今回廃止したものは他のどこから取れる形になっているのか。あるいは追加したものに関しては、どういう形で使われるのか。それだけで十分なのか。そこのところについて何らかの説明がないと、漁業センサスと主な利活用の関係をどのようにまとめていくのか分からない。

二次利用する側の方から考えますと、センサスとどこどこをまとめたら1つのパッケージとして、地域で言えば付加価値構造、新規の雇用の創出から退出、そういうものがわかるのか。あるいは人口動態がわかるのか。産業全体で言えば水産物に関する水産加工、あるいは流通販売のチャンネルを海外まで含めたもの、そういう全体の像の中でどの部分を漁業センサスが担っている部分がわかる形になっていないのではないかと。わかっていないのは私だけなのかもしれないけれども、なるべくそういう形になれば改廃の部分は非常にわかりやすくなるのではないかと。

舟岡部会長 ただ今の出口委員の御指摘の点は、今回の漁業センサスの計画についての審議の中で明らかになるかと思えます。統計委員会における諮問では説明があり、本日は説明がありませんでしたが、本日お配りいただいた資料2の2枚目の中で、水産統計調査の体系において、漁業センサスがどのような位置づけになっているかが概観できるかと思えます。こうした資料も横に置きながら今後審議を進めていきたいと思えます。

ただいまの説明に対しまして、御質問をどうぞ。

長屋専門委員 試行調査の結果を拝見しておりますが、沿海の関係で青森県の平内町と三重県の鳥羽市の組合で試行調査を実施していますが、この2つの組合というのは規模的にも大きくて、なおかつ漁協の中では体制の整ったAクラスの漁協になると思えます。

そういうところであるから、この辺についての調査員が未記入の補正等について、相当の対応ができたのではないかと考えております。

私も、組織の合併等によって強化を進めておるところでございますが、なかなかここまでの体制が整っていない漁協というのがあるわけですし、是非この自計調査に移行していく段階でも、地方の組織のフォローアップについてはよろしくお願いを申し上げたいところでございます。

舟岡部会長 ほかにありませんか。

それでは、審議に移ります。皆様から、2008年漁業センサスの計画について、どのような論点を立てるべきかについて、事前に御意見を伺いました。その結果を私の方でまとめて、整理したメモが本日席上に配布してございます。

「2008 漁業センサスの計画についての論点（案）」であります。

この中に皆様から提出していただきました論点を盛り込んでいるつもりですが、後ほどこの論点について説明いたしますので、もし、掲げるべき論点として足りないところがありましたら、改めて御指摘いただきたいと思えます。

この論点メモはこれからの審議を効率的、かつ円滑に進めるために用意したものでござ

います。論点案の概要について、資料に沿って私から御説明いたします。

論点は、大きく2つとなっています。今回の主な改正内容について議論すべき事項と、これまで答申等で示された課題への対応についてです。

今回の改正内容については、更に「(1) 調査体系の見直しについて」、「(2) 調査事項について」、「(3) 概念・定義について」、「(4) 集計事項について」、「(5) その他」に区分していて、その中で今回の最も大きな改正は、「調査体系の見直しについて」と理解しています。

そこに から まで掲げてある順に御説明いたしますと、 は先ほど西郷専門委員から御意見がありました。が、「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」について、実質的に漁業を営んでいないとされる官公庁、学校、試験場を調査対象から除外することは妥当かについてです。漁業センサスの性格を変更したのかどうかまで含めて御議論いただきたいと思います。

が「漁業従事者世帯調査」について、調査を廃止し、直接従事する者に限定し、漁業経営体調査の中で漁業従事者の男女別、年齢階級別の人数を把握することは妥当かをめぐってです。

先ほど中島室長から漁業従事者世帯調査を廃止する理由について、ここに掲げられている理由は適当ではないのではとの意見が述べられましたが、それについては私も同感であります。西郷専門委員の御指摘のように、この漁業センサスが前回に引き続いて、更に産業統計としての性格を強めた結果として、世帯の生活状況等について知る必要が薄れてきたことが、今回廃止した背景と理解しておりますが、さはさりながら漁業従事者という漁業を支える基幹的な労働力について、漁業経営体調査の中で適切に把握できるかどうかについて御議論いただきたいと思います。

が「漁業管理組織調査」について、複数の漁業経営体による自主的な集まりを、調査対象から除外することが妥当かについてです。自主的な集まりが具体的にどのようなものであるのかについては、後ほど農林水産省から御説明いただくこととします。

が「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」について、調査項目を漁業の生産条件をとらえる調査項目に限定し、コミュニティ活動などをとらえる調査項目を削減したことは妥当かについてです。これは、かつての農業センサス・林業センサス、農林業センサスと共通する部分ですが、地域の生活に密接に関わるような活動を産業統計の中でとらえることが適当かどうかをめぐって、これまで継続して議論されてきました。

そうした議論を通して、イベントとか祭りとかについては、調査事項を落とす方向でこれまで改正が行われてきました。かなりぎりぎりのところまで調査項目を絞り込んでいますが、多面的機能を捉える上で適当かの観点から御議論いただきたいと思います。

が「水産物流通機関調査」については、これまで行ってきた水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、これらの調査票で把握していた卸売業者数、買受人数に限定して、魚市場調査票の中で把握することが妥当かについてです。

は先ほどから意見のあったところですが、これまで職員調査による面接聞き取りによる他計申告調査を基本として調査を実施していたのを、今回全面的に調査員調査による自計申告調査に移行することが妥当であるかについてです。

は流通加工調査において、オンライン調査システムを活用してインターネット申告を併用することは妥当かについてです。

「(2) 調査事項について」は、今回、調査の廃止に伴って、調査事項から除かれた項目もありますし、新規に追加した項目もありますが、これらの廃止・新規追加は適当かどうか。

それから、調査の廃止に伴いまして、今回から調査しなくなったデータがありますが、引き続き利用可能なデータと接続して利用するという観点から、一部の調査事項を追加することで、過去データと遡及した利用が可能であるならば、それを可能とする指標を置いて、利用者の便を考える必要はないか。

新規に追加した事項について、行政ニーズと照らし合わせて、適切な事項となっているかどうか。以上が主な論点です。

「(3) 概念・定義について」は、 が「漁業経営体調査」の「共同経営」が明確に定義されているかどうか。

が漁業への新規就業者、新規参入者について、「過去1年以内に新たに漁業を始めた人」となっているが、これで定義は明確になっているかどうか。

は従業者について、5年前の漁業センサスでは「常雇」と「臨時雇・日雇」に区分して把握していたが、今回計画では「常時従業者」と「その他」に区分して把握することとなったが、これについては妥当であるか。これは前回答申の課題に対して議論すべき事項であります。

「(4) 集計事項について」は、更に追加すべき集計表がないかどうかについて、ユーザーの立場から是非御意見をいただけたらと思います。

「(5) その他」ですが、 が都道府県の保有する漁船登録データについて、条例によって統計のために利用可能な規定がある地方公共団体と、統計のために利用することの規定が掲げられていない地方公共団体とがあって、地方ごとにまちまちであるが、条例によって利用することが可能な都道府県については、活用できる努力をし、その方向で検討を行うべきではないか。

は、漁業就業者が減少し、かつ高齢化し、生産構造が脆弱化している中で、漁業、漁村の活性化を模索する方向で議論が行われており、漁業を総合的に実態把握する観点から、漁業センサスを水産統計全般の在り方の中でどのように位置づけ、検討すべきかという点についても御意見をいただきたいと思います。

「I 主な改正」に盛り込まれていなかったことで、これまでに答申等で示された課題への対応として、2点御議論いただきたい点を記してあります。

冷凍・冷蔵、水産加工場調査については工業統計調査でも、調査していますし、事業所・企業統計調査から事業所の名簿を一部活用することも可能であります。こういうほかの

調査の結果を活用することが可能であるのかどうか、あわせて、工業統計調査との重複について、どのように考えるべきかが1点目です。

2点目が漁業地区及び漁業集落の定義がどうなっているのかについてです。それから、漁業地区については、漁業センサスにおいて、10年前、15年前と比べて、対象を変えておられます。その設定基準を見直したことについて妥当であるかどうかについても御議論をいただきたいと思います。

以上が私の用意した論点であります。これ以外に論点として追加すべき事項がありましたら、この場で御指摘いただきたいと思ひますし、次回の部会までに、この論点も是非部会の中で審議したいということがありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思ひます。この場で、審議すべき論点として、何かございますでしょうか。

よろしいですか。お気づきの論点がありましたら、後ほど事務局にお寄せください。

それでは、委員、専門委員、審議協力者の皆様から論点に沿って試行調査の結果も含め、御発言、御議論いただくという形で進めさせていただきたいと思ひます。

最初に「Ⅰ 主な改正」の「調査体系の見直しについて」での「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」について、実質的に漁業を営んでいない官公庁、学校、試験場を調査対象から除外することは妥当かについてですが、実態として、官公庁、学校、試験場で実質的に漁業を営んでいるところはないのでしょうか。いかがですか。

農林水産省木村センサス統計室長 魚介類の販売を目的に行っているところはないと思ひておりまして、試験研究の場だということで、このようなことを計画しているところでございます。

舟岡部会長 どうぞ。

椿専門委員 参考までに教えていただければと思ひますが、この調査票には勿論、小型捕鯨というものが記載されて、いろいろなところに書かれています。これは現在、いわゆる商業捕鯨というのは行われていないのですが、市場にはそれなりのものが入っているわけですが、これは基本的には調査機関というよりは、漁業経営体はその調査を委託されて行っていると認識してよいのですか。それに関連して、そのような項目だけ個人的に気になりました。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

農林水産省安藤室長補佐 これは沿海で捕鯨しているというもので、国際的には規制の外になるものです。

舟岡部会長 沿海の一部で時期を定めて捕鯨が認められていますね。これについては民間の漁家が捕鯨活動に関わっているという理解をしておりますが、それとは別に沿岸部ではなくて、離れたところで調査捕鯨は行っていないのでしょうか。

行っているとしたら、どういう機関が調査捕鯨を実施しているのかについて、いかがですか。

農林水産省安藤室長補佐 実態を調べて後日報告したいと思ひます。

舟岡部会長 次回に御回答いただきたいと思いますが、どなたか御存じの方いらっしゃいますか。

では、次回に報告をよろしくお願いします。

ほかに についていかがでしょうか。

美添委員 基本的な問題ですので、確認したいのですが、生産に限定するという姿勢は農林水産統計全体の方向なので、やむを得ないという理解です。農業もそうですが、農家の視点から農業経営の視点になったために、農家経済調査は農業経営統計調査という大きな枠組みの中に組み込まれています。

漁家についても同じような産業の視点から見ているということが だと思います。

に関しては、水産業を取り巻く今後の展開を考えるとときには必要だという整理で従来調査されていたと思います。それを除外することはやむを得ない。人が足りない、予算も増えないということがわかっているわけですから、現在の統計の体系をこのまま維持することは無理であることは前提になっていると思います。

そこで本質的に必要なところに絞るという姿勢は当然のことですが、 に関して言えば、この統計調査からは除外するけれども、必要な情報は引き続き何らかの手段で入手できることは確認できていると思います。その点、どの程度情報があると判断されているのかを教えてください。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

農林水産省木村センサス統計室長 現在、調査の対象として見てみますと、平成 15 年には海面漁業経営体で 121、内水面漁業経営体で 79、こういったところが主に試験研究を行っているところでございます。この試験研究の結果なり概況については、それぞれのところで概況の報告という形で公表されておりまして、こういった漁業種類といった情報は取れるのではないかと見ているところでございます。

西郷専門委員 今の点についてですが、概況の報告で種類だけではなくて、数量の方もとられるという理解でよろしいですか。規模がどれくらいなのかなということがすごく気にかかるところです。

農林水産省木村センサス統計室長 試験研究の結果の概要につきましては、漁業種類とどのくらいの規模でやっているかというのも同時に示されているものだと思っております。

出口委員 規模というのがそれに対応するかわからないですが、産業という意味では、R & D への投資部分の把握というのは把握できるのでしょうか。

舟岡部会長 今回、官公庁、学校、試験場を漁業経営体調査から除外したのは、産業活動として営利を目的とした活動は行っていないからです。同様に、今後の漁業を発展させるための、出口委員のご指摘の R & D を行っている、この調査票で実施することは適当ではないとの判断があると思います。

しかしながら、今後の漁業を考える上での大変重要な情報ですので、その種の情報については把握する必要性は高いですが、試験研究の概況という中で魚種別、試験研究の規模

等が把握できるようになっているとの御説明でした。試験場については、可能だとのことでしたが、官公庁、学校についても同様に概況の中でとらえることができているのでしょうか。

農林水産省木村センサス統計室長 特に官公庁ですと、農林水産省には水産庁がごいますけれども、年間の研究実績の報告といったことも出されていますので、それによって把握はできるものと見ております。

舟岡部会長 把握できているならば、それを何らかの形で試験場に関する情報と併せて一般の人が利用できるように公表していただくことが望ましいわけですが、そうしないと、行政は利用できても、一般の方は情報にアクセスできないという状況となり問題ですので、今後検討していただけたらと思います。

学校は無理なのでしょうね。

美添委員 今、部会長が整理されたように、ほかの情報で基本的なものは入手可能と理解しています。そういう意味で今回は調査対象からやむを得ず除外をすることも、最低限必要な情報は把握できると考えます。

統計としては公表されなくなるために、一般の利用者から見ると、マイナスの面はあるので、この統計の利活用の事例の確認はこの場ですべきだと思います。

それから、R & Dに関しては、ほかの調査でどこまでわかるのか。科学技術研究調査の一部でわかる可能性があるかと理解していますが、簡単なコメントをお願いします。

農林水産省木村センサス統計室長 官公庁、学校、試験場ですが、いろいろ申し上げますが、改めてそういった公表物とか内容とかを整理をして、お示しをしたいと思います。

三木専門委員 私の所属しております水産大学校は、2003年漁業センサスの調査対象ではないものの、官公庁で、かつ学校という1つの事例となると思います。試験研究、あと実習という形で漁獲したり、漁業種類、そしてどのくらい捕れたのかという記録は勿論取って、水産庁に報告しております。

舟岡部会長 ありがとうございます。では、椿専門委員どうぞ。

椿専門委員 基本的に前回の2003年の調査票の中でこの官公庁並びに学校、試験場調査票に関しては、漁獲物の販売金額とか、どこへ出したという、その部分の規模がわかっているわけですので、実態がどうであるかということに関しては一度教えていただければと思います。

先ほど、この部分に関して調査員調査を引き続き行うということは大変難しいというか、予算とかのことを考えたらとてもできないのではないかと思いますのですが、今回の調査はともかくとして、もしこういうものに関して、特に官公庁、学校、試験場に関しては、郵送調査でも、基本的に調査員という系統を使わなくても可能ではないかということも、本来検討できたのではないかということを感じたということです。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

農林水産省木村センサス統計室長 先ほど三木専門委員からお話がありましたように、

試験研究の成果という形で、それぞれのところで公表はされていると思っています。そういったことでかなりの部分の情報が、ある意味で外から見られるような形になっているのではないかと考えています。

いずれにしても、官公庁、学校、試験場のところについては整理をして、お示しをしたいと思います。

そういったことで、ここに対して改めて郵送調査といったことは、特段の検討はしていないという状況でございます。

椿専門委員 先ほど美添委員がおっしゃられていましたが、外部的に情報を入手できれば、ある意味で別途参考集計のようなことが継続的にできるという考え方でよろしいということですね。

舟岡部会長 それについて整理していただけますか。前回までの調査で把握していたデータについて、行政記録と先ほど御説明のあった試験研究の概況等でカバーしているのがどれだけ、カバーし切れていないもので把握できないものがないのかどうか。そこを確認していただいて、ないということであれば、改めて郵送調査を考えなくても良いということになりますね。

出口委員 今のお話を伺うと、R & Dも含めて、今ある調査以外のものを利用した二次統計をつくる話に結局はなるような気がするのです。その場合には、ばらばらにあるから取れるという御指摘があっても、一般には二次統計の形で整理されないと使えないので、そういう場合の二次統計の作成ですね。どういう原理でつくるかと、どういう形で公表するのか。どこが責任を持ってつくるのかということも併せて明確にしておいた方がいい。

それから、R & Dに関しては多分、産業面だと従来の調査の中でもそれほどまとめられていないと思います。つまり、投資規模とかR & D補助金の把握とか、結構そういうのは海外から聞かれることもあるので、そういう部分に関して、産業調査の側面を強めるのであれば、それは二次統計としてのR & Dをどういう形でやって、最後数量でどういう形でまとめるかという部分に関して、何か整理を出していただくとわかりやすくなります。

舟岡部会長 御存じかと思いますが、農林水産省の統計はホームページ上での公表など、かなり充実してしまっていて、農林水産省が独自に調査した結果だけではなくて、他省庁の関連する分野についての統計情報、あるいは海外の情報も併せて公表していて、利用者の便を図っていますので、アクセスをまだなさっていない方は一度ごらんになると、大変使い勝手の良い統計になっていることを理解できるかと思います。

について言いますと、試験研究で種苗関係についての情報については、行政情報等で把握できているのですか。

農林水産省木村センサス統計室長 種苗ですか。

舟岡部会長 ええ。種苗です。水産物についても種苗法の適用対象になるのでしょうか。どうなのでしょう。

農林水産省木村センサス統計室長 恐らくそれぞれの試験研究機関で整理して、公表は

していると思います。更に水産の試験研究を全体としてとりまとめたようなものですが、それについても、私ども水産庁がございますので、そこでの試験研究のセクションがございますので、全体として、こういった試験研究が行われていますという整理も行われていると見ております。

御指摘いただきましたので、改めてこういった状況ですということをお示ししていきたいと思ひます。

舟岡部会長 については、いかがですか。よろしいでしょうか。 について、この段階で整理いたしますと、官公庁、学校、試験場を調査対象から除外することについて、これらの機関は営利目的としたものではないと認識している。ただし、調査捕鯨の実施主体がこれらの機関でないのかどうかについては確認した上で、次回報告していただく。

それから、これからの漁業を考える上で、漁業について試験研究が大変重要になってきますが、その取組みについては、県試験場から情報を把握することが可能であり、試験研究の概況という中で魚種別、どのような規模で試験研究を行っているか等を把握できるようになっている。これをその他の関連するデータと併せて公表する方向で是非検討していただきたい。この場ですぐ御回答いただけるものではありませんので、内部で御検討いただけたらと思ひます。

また、試験研究に関係して、どのような情報が現状で把握されているのかについても、内部で十分吟味検討していただいて、機会を見て御報告いただけたらと思ひます。

については、こういうまとめでよろしいでしょうか。

それでは に移らせていただきます。

「漁業従事者世帯調査」についてですが、今回、世帯の状況についての調査を廃止して、漁業に直接従事する者に限定して、経営体調査の中で男女別、年齢階級別の人数を把握することとしております。これについて妥当かどうか。前回答申の課題はどこにありましたか。

総務省関口専門官 参考となっております資料の最後の方に付けてございます。

舟岡部会長 一番後ろに「2003年漁業センサスの計画について」があって、その最後から2枚目にあります。

その4ページに「(4) 漁業従事者世帯に係る調査」について、「漁業従事者世帯調査票においては、満15歳以上の世帯員全体の就業状況等を把握することとしているが、本センサスの産業統計としての計画にかんがみ、次回調査に向けて、漁業生産に直接従事する者の実態を把握する調査とする方向で見直す必要がある」。これを受けて今回の改正が行われたが、十分であるかどうか。

資料6「2008漁業センサス調査票(案)」の4ページをごらんください。

「自家漁業に雇った人」を、ここでとらえることになっていますが、これで適当かについて、いかがでしょうか。

美添委員 従来は漁業に従事している人の自宅の住所をもらって、その地域で住戸を訪

問して、15歳以上それぞれについて漁業従事の実態を聞くという調査になっていたわけですが、前回の答申における指摘のとおり、従事者の把握は、それぞれの漁業経営体でできるという理解でいいと思います。

もう一つ、これを廃止する理由に個人情報の保護を強調されると、統計の目的がわからなくなるという指摘ですが、これは実は統計情報ではない情報を聞いていたところが問題だったと理解しています。

漁業経営体で働いている人の固有名詞等は実は統計情報ではない。何時間働いているか、どういう魚種を収獲しているか等の情報は申告義務のある統計情報ですが、従業者の自宅住所は統計情報とは関係ないと前から思っていました。調査も難しかったわけなので、そこまで無理はできない。やむを得ないという言い方ではなくて、これはなくさざるを得ない統計の取り方であったし、なくしたとしても困ることはない。漁業経営体から取れる情報ですから、今回の整理で私は十分だと思います。

舟岡部会長 三木専門委員、これまで「漁業従事者世帯調査」をかなり精力的に利用されてこられたかと思いますが、何か御意見ありますか。

三木専門委員 統計情報でない情報を集めていたという側面は勿論あったとは思いますが、取れた情報として定義が異なっていた部分があったので、その部分が失われるというのは、大変大きいことかなとは思いますが、今回こういう形で情報を盛り込まれることになりましたので、この点に関しては、これでいいのではないかと考えております。

舟岡部会長 海上作業に雇った人数の内訳として外国人が取れるとか、海上作業を行った人数についても居住地が同一市町村、その内訳を取ることができるので、これまで漁業従事者世帯調査で取っていた情報を少しはカバーできるようになっているかなと思います。

についてはよろしいですか。漁業従事者世帯調査を廃止することについて。どうぞ。

出口委員 1点だけ、この同一居住地、同一市町村内というデータで今まで住所を特定していた分の、言わば、地域内での雇用なのかあるいは季節労働で入ってきたのかも含めて区別できるという理解かと思いますが、私は漁村の村落構造は詳しくわからないのですが、海外は別として、これで従来の季節労働とか、その村落内での流動的な雇用状況みたいなものはこの2つで把握できるんでしょうか。これはむしろ御専門の方に。

舟岡部会長 では、三木専門委員。

三木専門委員 従来もこの居住地に関しては、このような区分で行われておりまして、日本の労働実態としては、やはり比較的沿岸漁業に関しては地域内が多いけれども、その他に関しては特定地域が輩出母村になっていて、そこから供給するという形がありましたものですから、そのようなその他の県内、県外という区分がございました。それを今後も把握できるようにという点に留意して、これまでの漁業センサス研究会で意見を述べてまいりました。

あと、外国人に関しましては、このごろ外国人労働力が増えておりますので、その分の

把握が新しくできるようになったということでは、非常に有効なものかと思っております。

出口委員 この範囲で特に個票のレベルでパネル化しなくても大丈夫だという理解ですね。

三木専門委員 はい。

舟岡部会長 これまで、漁業後背地域と言いましたか、それとの関係はいかがですか。

農林水産省安藤室長補佐 漁業後背集落ですか。

舟岡部会長 後背集落ですか。それとほぼ概念的に近接するのでしょうか。

農林水産省安藤室長補佐 この場合の同一市町村は市町村の単位なので、さきほど部長がおっしゃった漁業後背集落というのは、いわゆる漁港の周辺の集まりで、もう少し狭い範囲です。この結果はそういう範囲でも集計することを考えておりますので、結果の利用としては問題ありません。

舟岡部会長 では、 についてはよろしいでしょうか。それでは、男女別、年齢階級別の人数を把握することで妥当であるとの結論にいたします。

次に、「漁業管理組織調査」については、複数の漁業経営体による自主的な集まりを調査対象から除外することは妥当かの点ですが、自主的な集まりとは、船主会とかそのほかどのようなものがあるのでしょうか。その実態について御説明いただけますでしょうか。

農林水産省安藤室長補佐 まずは漁業管理組織ですけれども、実際、漁業をやられている漁業者が、自主的に漁業管理を行っている組織を調べているもので、漁業者というのは漁協に加盟しておりますので、いわゆる漁協自体が管理を行っている場合とか、あと、漁協の中に青年部とか婦人部とか、もともとあった部会が自主管理を行っている場合とか、また、その漁協の中にそのために任意に集まっている組織とか、そういうものを調査しておりましたが、それ以外に、もともとあった船主会とか、あとは何々県何々漁業協議会といった前からあった漁協と関係のない組織の中で自主的な漁業管理を行っているところということが、全体としては5%未満なんですけれども、今後、調査員調査化なり自計申告を行っていく意味で、前回の組織は当然わかるのですが、新しく入ってきた組織をとらえるのは難しいということで、ここは除外したいと考えております。

舟岡部会長 いかがでしょうか。長屋専門委員、何か補足することはありますか。

長屋専門委員 この管理組織の問題については、私ども長年にわたって資源管理の取組みについて1つの指標的なところとしてとらえてまいりました。そういった意味では、長年にわたってその取組みを進めてきた結果が管理組織の数というところに表れてきたのではないかと思っているわけですが、ほぼ今の段階では、例えば組合単位であれば、資源管理に取り組んでいないものはもう皆無だと思います。そういう意味中では、今でも大抵把握できるような漁協に関連しているものに限定しても、よろしいのではないかと思います。

舟岡部会長 資源管理等の活動を行っていない組織については、これまでも対象から外してきているのですか。そこはいかがでしょうか。

農林水産省安藤室長補佐 そこは対象外です。

舟岡部会長 ということは、今回の対象の明確化によって、資源管理の活動をとらえるという観点から、ほぼ過不足なく対象をとらえることが可能になったとの理解でよろしいのでしょうか。

それでは、これについては妥当という結論でよろしいですか。

出口委員 1点だけですが、私がよくやっている工業集積の調査などでは、自主的なグループの活動というのは経済学的にはともかく経営的にはかなりティピカルになっているのですが、その意味での活動が資源管理だけになるのか、勿論、調査の趣旨から村落の民俗的なものは残念ながら省かれるということだというふうに理解しましたが、自然管理以外の何かそういう若手の勉強会であるとか、そういう種類の意味での活動会みたいなものはほとんど除外しても、産業調査的には影響ないという理解でしょうか。

舟岡部会長 それをとらえるための範囲の明確化が難しいこともあって、今回外すということですね。

出口委員 普通の工業集積調査でヒアリングが、こういうアンケート型ではなくて、現地調査にはなる。

長屋専門委員 私どももその辺は是非把握はしていただきたいという、その気持はあるのですけれども、全体的なこの統計の効率化というところから言うと、優先順位を考えると、まあ、致し方がないと思っています。

三木専門委員 今の点に関して、漁業管理をやりながら、かつ経営をどうするかというようなことで、勉強会も兼ねているところは結構あるのではないかと思います。

もう一点、これは仕方がないなと思っておりますけれども、前のセンサスの段階で、文書化したグループのみを把握するという事になったと思うのですが、実態的には、取り決めに文書化していなくても、漁業管理、その地域に伝統的な形としてやってきているところもあるのですが、その部分が省かれてしまうというのは、少し残念な部分でもあります。けれども対象の明確化という中では致し方がないかなと私自身は考えております。

舟岡部会長 どうぞ。

出口委員 中小企業施策で思い出したんですが、やはりその手のグループというのは、工業集積などでは経済産業省と、何らかの補助金事業を、新しい何か活動するときの、あるいは地域に関するそういう事業の対象になりますので、かなり把握はそういう意味ではされていると思います。そういう意味で政策目的からは逆に必要なものかという気はしないでもないというところですね。

長屋専門委員 この辺については、今の管理組織というのは、私どもとしては資源の管理であるか漁業の管理という制度をまたフォローするような自主的な管理というところでの機能を果たしている組織だと思っています。

私どもとして、やはり経営の面から、中で協業化を図るであるとか、そういうような動きというのは漁業界の中でも進んでおりますので、こういうものを別途どういう形でとら

えていくかということについてはまた御検討いただければと思います。

椿専門委員 既に や に踏み込んだ議論になっていると理解していますけれども、一番最初に西郷専門委員が、農林水産業というか、この漁業関係を含めて産業統計として完全に位置づけるという方針を100%やるのか、あるいは9割とか、そのこの按配は非常に問題があるところではないかと思うのです。基本的に経営体ないしは企業体が漁業なり農林業を支えているのか、どちらかというところと共同体とかコミュニティが支えている部分があるのか。もし、今もって農林水産業に関しては、経営体、企業体という概念以外に共同体というような形のものが必要であるとすれば、完全になくすというよりは、その時期その時期に応じて、それなりの比率のものを取っておかれるというのは農林水産省においてはあってもいいのではないかと思います。ただ、それがどういうものかということに関しては、大変難しいという、そういう形のコメントさせていただければと思います。

舟岡部会長 いかがですか、農林水産省から。

農林水産省木村センサス統計室長 より産業統計としていくという方向は勿論あるわけでございます。ただ、漁業の場合は、今お話の一部に出ましたけれども、それぞれの経営体といいますか、漁家の方が集まって、共同経営という形で結構行っています。網とかあるいは船とか、それぞれ出し合って、漁業の活動を行っていくというのが昔からあるわけでございます。

そういうことで、漁業センサスの中では、共同経営向けの調査というものもずっと行ってきてまして、前は面接調査でしたので、経営体調査票の中で、1冊の中に入れておりましたけれども、自計申告への移行ということで、それぞれ分けて、正確に記入していただくということで、引き続き把握をしていこうと思っております。

舟岡部会長 大変重要な御指摘があったかと思えます。現行の漁業センサスで定義している経営体が1つのベースになっているのか、それともコミュニティ、あるいはその他の共同体が1つのベースになっているのか、これについてはいにしへのドラッカーの経営学の本に書いてありますが、経営組織の在り方についてという経営的な観点から、どう漁業をとらえたらよいかという、非常に大きな問題に関係するところかと思えます。

確かに産業統計として整備する方向を目指して、個別の経営体がどんな活動を行い、その成果がどうであったかに焦点を当てて、調査の見直しをこれまで行ってきましたが、それをバックグラウンドで支えるものがないのかどうかについて、単に自然管理、漁獲管理等の活動だけではなくて、例えば、次世代の担い手を支えるような取組みの類の活動がひょっとすると行われているかもしれない、直接的に後継者の有無とかを聞くよりも、それを育てる風土といいますか、その地域のコミュニティの土壌というものを何らかの形で調査情報として収集することが必要なのではないかと、そのような話が委員の方々から提示されたのかなと理解しております。

山下専門委員 今の部会長の御指摘ですけれども、もう一つ逆の方向においても、このコミュニティの存在、意義等が大事な点だと思います。つまり、今おっしゃったことは、

コミュニティなり何か支えるものがある、そして産業が成立しているというお話ですが、産業があることによって、例えば集落が存在するとか、離島が有人で居続けられるとか、そういった逆の方向の意義というものもあるわけです。

この話は になってから発言させていただこうと思っていたことですが、そういう産業があることによって、更に波及効果があるというのはいわゆる多面的機能と呼ばれているのかと、経済学で言うと、外部経済だというふうに一言で言えるかと思うのです。今回の統計の中では、外部経済の部分というのは産業とは関係ないので、落としてしまおうというのが方向かなと思います。私としては、いや、残すべきだと強く申し上げるほどの勇気はございませんけれども、この3月閣議決定された水産基本計画、また、これから海洋法に基づく海洋基本計画というのが策定されますが、その中でも、水産業が、漁業があることによって海洋が守られる、そういう機能というのはやはり多面的機能、あるいは別の言葉でも残されていくという方向になっているようです。それから考えても、ここで捕捉できないのであれば、また別の統計で、国民全体の安全なり、レクリエーションなり、そういった安全だけではなく楽しみですね、そういうものにどう寄与するのかということが断片的にでも把握し続けられることが必要ではないかと思っています。

以上です。

舟岡部会長 の議論をしていますが、 にまで関わってきたと思いますので、 についていかがでしょうか。

三木専門委員 産業統計としての性格を強める中でコミュニティ把握よりも個別の経営体把握の方になっていったというお話があったと思いますが、漁業というのは、農業とも異なって、資源利用、それが天然資源利用というところでは、地域という共同体でそこを管理しながら捕るという形でやってきたということを考えると、単に個別経営体だけではなく、地域の共同体としてそれが産業として成立していたという経緯があったと思います。

現在、その部分というのは弱まっておりますけれども、それでも定置網漁業だとか、地引き網漁業、地引き網の方は2008年漁業センサスの漁業種類別統計の漁業の種類としては項目がなくなってしまうように思いますけれども、そういう点があったということは第一に把握していただきたいと思います。

2点目としては、コミュニティ活動としてくくられると思うのですが、祭りとか直販所とか、今のも含めてと思いますが、その地域資源を生かした産業というとらえ方というのはあると思います。この部分は、経営体調査の方で漁家が行っている民宿とか、その兼業の方で把握しようという努力が盛り込まれたと思うのですが、この辺り、農業の方では、地域での産業の展開の把握というのはどういうふうになされているのかというのはお伺いしたいところです。

舟岡部会長 関連して、2003年漁業センサスの計画についての答申の3ページの下の方から4ページをごらんいただきたいと思います。「海面漁業地域に係る調査において」云々という記述がありまして、「これらについては、水産基本計画で求められる基礎データ

を整備する観点から、今回は調査の実施が必要であるとしても、本センサスの目的からみて調査内容は生産条件に関連するものに限定することが適当であると考えられる。したがって、漁村地域社会のコミュニティ活動や集落機能等の把握については、今回の調査結果を踏まえ、次回調査において、別途の標本調査として統計報告の徴集を行うことを検討する必要がある」となっていますが、三木専門委員の御意見と併せて、農林水産省から御回答いただけたらと思います。

農林水産省木村センサス統計室長 今のお話でございますけれども、今、部会長がおっしゃられましたように、3ページのところの本センサスの目的から見て、生産条件に関連するものに限定することが適当であるという御指摘をいただいております。

それを踏まえまして、実際には海面漁業地域調査票が配布をされていますけれども、その33ページでございますが、今回の調査では、生産条件にかなり限定した形で聞いております。ただし、先ほど来からのお話でございますように、資源の管理が今、非常に大きな課題だということで、漁場環境の変化ですとか、あるいはまたその要因といったようなところを把握しております。

それから、この調査の中では、地域の取組みとしては活性化、あるいは交流ということで、遊漁の取組みが見られるわけですが、それについても、やはり地域の漁業資源の管理ということが大変大きな課題になっておりますので、そういった取組みについて聞いているところでございます。

そのようなことで、生産条件にかなり限定はしているところでございますけれども、次のページを見ていただきますと、農山漁村地域の再生・活性化ということが現在大きな課題になっているということも踏まえまして、これらの漁協がどういった交流活動の取組みを行っているかということで、漁業の体験ですとか、あるいは魚食の普及活動、それから直売所の利用者数といったところも把握をしているところでございます。

それから、地域資源を生かした取組み、あるいはその地域のコミュニティ活動とかもろもろの活動について、農業センサスの場合どうなのかという御指摘がございました。

農林業センサスという形で2005年に実施をしておりますけれども、そういった地域のまさにコミュニティの活動といったことにつきましては、いわゆる農家調査、農林業の経営体調査と併せて行っております農山村の地域調査の中で把握をしております。農林業センサスにつきましても、統計審議会での御指摘も踏まえて、より産業統計としての性格に持っていこうということで、2005年の調査が行われております。

そういう意味で、地域調査につきましても、いわゆる地域資源の総量と申しますか、資源量把握を中心としたものにしていこうという2000年、2005年の統計審議会の御指摘を踏まえまして、そういった性格を強めた調査になっているところでございますけれども、地域調査の中で、そういった地域の取組みとか、コミュニティ活動が把握をしているという状況でございます。

舟岡部会長 いかがですか、よろしいですか。

三木専門委員 ありがとうございます。

舟岡部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。出口委員どうぞ。

出口委員 やはりさっきの多面的機能の部分に関連するのですが、これを経営体調査の中に入れようとしたら、今言った資源面とかそういうところだけではなくて、人的資本の形成に関する部分の把握がどうしても必要ではないでしょうか。それに関して漁協だけでは、特に混在の形になって地域興しは狭い意味の漁村だけではなくなっているはずなので、内部での産業連関構造も含めて、あるいは人的資本の育成というのは、今後の施策の中での何らかの補助とか、そういう政策と密接に関係してくるので、逆にシャープに産業の方に絞り過ぎると、その部分の今後の経営体の在り方に関する情報がちょっと取れなくなるのではないかと思います。ほかの調査で取れていればいいのですが、実際に中小企業レベルでもなかなか難しい状況なので、そう簡単には取れているとは思えないのです。NPOみたいに、表面に上がってきているのはわりあいわかりやすいのですが、そのところは地域における人的資本の問題とか、多面的な部分、何かした方がいいように思いますが、どうでしょうか。

舟岡部会長 これまでの皆様からの御意見と農林水産省からの回答を私なりに解釈して整理しますと、今回計画の漁業センサスは、あくまでも産業統計としての位置づけであって、それに関係した調査内容とする。ただし、ただいまご議論いただいた と に関係して、経営組織を革新することが将来的に漁業の発展につながる。そして、漁業を支える人的資源をどのように形成していくのか、あるいは漁業がその地域あるいは我が国全体に対してレクリエーションや安全等の、いろいろな面で寄与しているのかどうかは把握しておきたい重要な情報である。言ってみれば、共同体、コミュニティ、集落、そういうものがこれまで漁業を支えてきたし、今後、漁業を発展させる上で、大変重要な組織的な役割を果たすと考えられ、そういう機能については、今回の漁業センサスの中でとらえるということはさておき、何らかの形でその情報をとらえる必要があるだろうと思われる。農林水産省の今回計画では、その中の最小限のものとしてかなり絞って、海面漁業地域調査の中で、活性化の取組みという調査事項だけは取りたいとした。

そのほかにも、今後の漁業を支えるいろいろな取組みについての情報は別途必要であろうとの判断が当部会の委員皆様の共通の認識でありまして、これについては何らかの形で標本調査なりで情報が入手できるような方策を今後検討していただきたいという意見を部会が提示したといった集約でよろしいでしょうか。

農林水産省で何か御意見ありますか。

農林水産省木村センサス統計室長 今、部会長がお話しになったとおりだと思います。また、経営体調査の中でも、民宿ですか、そういった多角的な取組みもとらえておりますので、そういう意味では地域での活動に直結するような調査項目は最小限ですけれども、設定をしていると考えております。

舟岡部会長 から まで御議論いただきまして、これについては、今回の計画見直し

は適当であるとの結論を得ていますが、幾つか注文が農林水産省に出ています。次回、説明いただくものもありますし、もう少し時間をかけて検討していただくこともあるかと思いますが、その注文については改めてもう一度繰り返すことはいたしません。

次回の部会で、(1)の以降を御審議いただくこととなりますが、先ほどから申ししていますが、これ以外の論点がありましたら、是非事務局に出していただきたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして、會田統計審査官から案内をお願いいたします。

総務省會田統計審査官 次回の部会は、さきほど御説明しましたように、12月21日水曜日、10時から若松町のこの庁舎で、会議室は3階となりますので、その点だけ御留意いただければと思います。

次回の部会で必要となります資料とか準備の都合もありますので、11月30日、今週中にメール等でご意見を私どもに御連絡いただければありがたいと思います。

舟岡部会長 本日の結果は12月10日月曜日開催の統計委員会に報告いたします。

本日の審議はこれまでとします。ありがとうございました。